

1

武力で平和はつくれません！

敵基地攻撃能力の保有など、
防衛力大増強に断固反対します

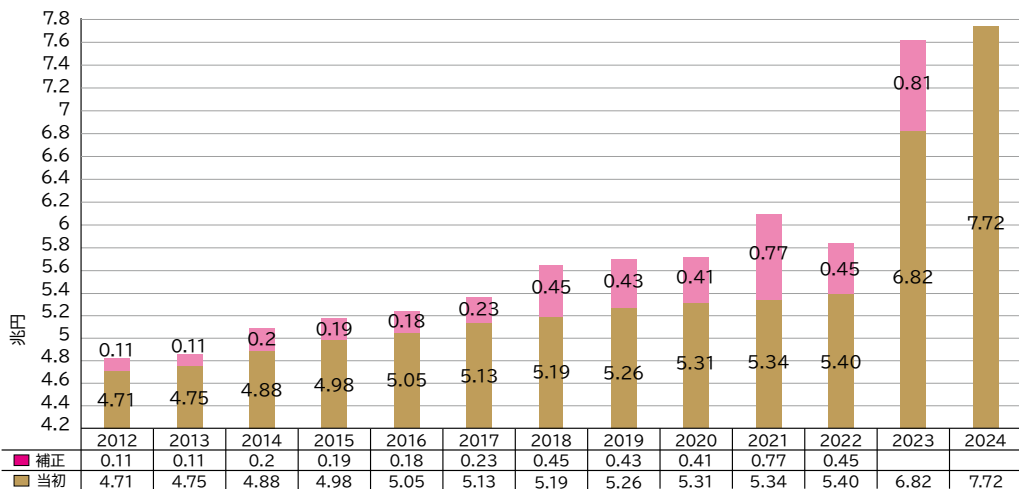
ロシアのウクライナ侵攻を受けて防衛力を増強する動きが世界に広がり、日本でもこれに便乗する動きが強まっています。2022年12月、岸田政権は「安保関連3文書」（国家安全保障戦略、国家防衛戦略、防衛力整備計画）を閣議決定しました。23年度から5年間の防衛費の総額を43兆円（27年度に約11兆円程/年）に増額するとして、その裏付けとなる「防衛財源確保法」を23年6月に成立させました。さらに、武器輸出の促進や防衛産業の国有化などを可能とする「防衛産業基盤強化法」も成立させ、「反撃能力」と称する敵基地攻撃能力の保有にふみだしたのです。

憲法に基づく日本の防衛の基本方針は

「専守防衛」でした。攻撃的な装備を持たず自衛のための「必要最小限度」の防衛力のみを整え、他国から攻撃を受けた際に初めて使うという原則です。しかし安倍政権は2015年9月に安全保障関連法（戦争法）を成立させ、それまで長く「集団的自衛権の行使は違憲」としてきた政府の憲法解釈を変えました。護衛艦の空母化や長距離巡航ミサイルの導入など、専守防衛の枠を超える装備を持ち、先制攻撃も可能な「敵基地攻撃能力」を保有するのは、明確な憲法違反です。

社民党は、抑制的な安保政策を転換し、「戦争をする国」に変わろうとする自公政権の防衛政策に強く反対します。

膨張する防衛関係費



2

ロシアのウクライナ侵攻を許さない！

「戦争」ではなく「外交」が唯一の解決策です

2022年2月24日にロシアがウクライナ領へ軍事侵攻してから2年以上が経過し、今なお戦争が続いています。

当初、ロシアはこの戦争を「特別軍事作戦」と称し、侵攻直前(2月21日)に国家承認したウクライナ東部の「ドネツク人民共和国」と「ルハンスク人民共和国」への「集団的自衛権の行使」と主張しましたが、とうてい受け入れることはできません。

ウクライナ侵攻の背景にはマイダン革命、クリミア併合、NATOの東方拡大、ウクライナ東部の混乱など様々な経緯があり、米国やEUなどNATO諸国に重大な責任があります。しかし、いずれもロシアの軍事侵攻を正当化するものとはなりません。ロシアは

ウクライナに対する武力行使を即時に停止し、すべての軍隊を無条件に撤退させるべきです。

一方、ウクライナ政府は徹底抗戦を呼びかけ、成人男子の出国を制限し、市民に武器を与えて戦場に駆り立てています。戦闘員と民間人を区別し住民を保護することは、ジュネーブ諸条約等が定める国際人道法の大原則であり、市民に戦争を強制することには問題があります。NATO諸国などの武器供与によって戦争が泥沼化している面もあります。これ以上の犠牲を生まないため、一日も早い停戦と、外交による解決を強く求めます。戦争で最も傷つくのは、いつも一般の市民です。

ウクライナ周辺



3

パレスチナ衝突の即時停戦を！

暴力の連鎖を止め、和平プロセスに立ち戻れ！

第4次中東戦争勃発から半世紀目にあたる10月7日、パレスチナ暫定自治区のガザ地区を実効支配しているイスラム組織「ハマス」が、イスラエルを奇襲攻撃しました。ハマスはガザから数千発のロケット弾を発射して武装部隊を越境させ、イスラエルも激しい空爆で応酬し、23年12月には地上侵攻を開始しました。戦闘による死者は24年8月までに4万人を超えたと伝えられています。その4割ほどが子どもとみられ、民間人の犠牲の拡大が懸念されています。

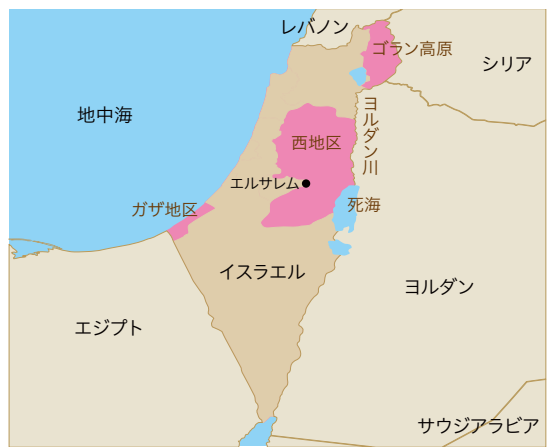
イスラエルのネタニヤフ首相は、「ハマスを壊滅させる」と宣言。政治課題を棚上げした挙国一致政権を発足させ、地上侵攻に踏み込みました。人口が密集するガザ市中心部をイスラエル軍は包囲し、市民の犠牲を顧みることなく攻撃しています。完全封鎖されたガサでは、電気が遮断され、水や食料も尽きるなど、人道危機が深刻化しています。

一般市民を標的として人質にするハマスの武力攻撃は、いかなる大義名分を掲げても許すことはできませんが、市民の犠牲を顧みないイスラエル軍の軍事作戦もまた容認できません。国際社会はあらゆる手段を尽くして、イスラエルの「血の報復」を止める必要があります。暴力の連鎖は何も生みません。

2023年1月に「史上最も右翼的」と評され

るネタニヤフ極右政権が発足してから、イスラエルはパレスチナ自治区をたびたび攻撃し、中東和平プロセスへの挑発を重ねてきました。今回の紛争の背景には、イスラエルによる国際法違反の占領や入植地拡大、パレスチナ市民への圧迫があることは明らかです。「オスロ合意」の原点に立ち返って、国際社会がパレスチナ和平に真剣に取り組む必要があります。

中東和平関連地図



1947年	国連パレスチナ分割決議採択
1948年	イスラエル独立宣言、第一次中東戦争
1956年	第二次中東戦争
1967年	第三次中東戦争
1973年	第四次中東戦争
1982年	イスラエルがレバノン侵攻
1987年	ヨルダン川西岸とガザでインティファダ
1993年	PLOとイスラエルが相互承認(オスロ合意)
1994年	パレスチナ暫定自治政府発足
2006年	ハマスが立法評議会第一党となりガザ掌握
2021年	イスラエルガザ空爆

4

核抑止力の正当化に断固反対！

核兵器禁止条約に署名・批准し、
被爆国として核なき世界を目指そう

2023年5月に広島市で開催されたG7広島サミットは、核廃絶に向けた前進が期待されましたが、期待外れの結果となりました。共同文書「核軍縮に関する広島ビジョン」では、核兵器禁止条約への言及はなく、抑止力として核保有を正当化する内容だったのです。

ウクライナ侵攻に関してプーチン・ロシア大統領は、NATOの介入があれば「(他国にない兵器を)必要に応じて使う」などと、核の使用をほのめかす発言を繰り返しています。これは「核兵器による威嚇または使用は、武力紛争に適用される国際法特に人道法の原則と規則に一般的に反する」と結論した1996年の国際司法裁判所(ICJ)の勧告的意見にも反する違法行為です。ロシアは23年11月に、包括的核実験禁止条約(CTBT)の批准を撤回するなど核拡散への「歯止め」を次々と外し、核使用の「脅し」を強めようとしています。

これに対抗して、日本国内では「核シェア

リング」について議論をするべきとの声もあがりました。核シェアリングとは、国内に米国の核兵器を配備して運用の一部を担うことで核抑止力を「共有」しようとするものです。岸田文雄首相は、「非核三原則を堅持していく立場からも、原子力基本法をはじめとする国内法を維持する見地からも認めることはできない」と否定しましたが、自民党内などでは議論すべきだとの声がかすぶっています。社民党は、ウクライナの事態に悪乗りしたこうした動きに反対します。核兵器で威嚇するロシアを批判すると同時に、核兵器国に核兵器禁止条約への参加を求め、核兵器の違法化の流れを強めることが重要です。

核兵器廃絶が「国是」であるはずの日本にとって、半核保有である「核シェアリング」という選択肢はあり得ません。北東アジア非核兵器地帯創出に全力をあげ、世界中から核兵器を閉め出し、核なき世界を実現するための先頭に立つべきです。

世界の核弾頭数の推定(2023年)

		配備	予備
核兵器国	米国	1770	1938
	ロシア	1674	2815
	フランス	280	10
	中国	272	78
	英国	120	105

事実上の核保有国	イスラエル	90
	パキスタン	170
	インド	164
	北朝鮮	30

欧州配備の共有核(核シェアリング)

ベルギー	15
ドイツ	15
イタリア	15
オランダ	15

※予備核は発射装置に搭載されておらず貯蔵されているもの。
 ※この他にも軍の管理下にある使用可能な核弾頭がある。
 ※退役となり解体を待つ核弾頭が米口あわせて約3500発ある。
 出典)田窪雅文氏が主宰する「核情報」のデータを参考に作成

5

立憲主義を守る！

安保法制(戦争法)、秘密保護法、共謀罪法、
重要土地調査規制法を廃止しよう

立憲主義とは憲法を制定(立憲)し、憲法の定めに基づいて統治をする政治のあり方のことで、民主主義の政府のほとんどが採用する当たり前の原則です。第二次安倍政権(2012年～)の頃から、強引な憲法解釈の変更や、露骨な憲法軽視が目立つようになり、「立憲主義」を守れという声が高まってきました。

選挙に勝利して政権を得たとしても、「白紙委任」で何をしてもよいということにはなりません。時々の政府は、憲法の規定に則っ

た法律を作り、憲法が認める範囲で政権の運営を委ねられているに過ぎないのです。権力者が国家権力を私物化することは許されません。

この間、憲法違反を指摘される立法が次々行なわれました。とくに、長年政府が「憲法上許されない」としてきた集団的自衛権の行使を認める9条違反の「戦争法(安保法制)」(2016年施行)、国民の知る権利を侵害し、国民主権原理を形骸化させる21条違反の「特定秘密保護法」(14年施行)、思想・良心の自由(19条)、表現の自由・通信の秘密(21条)を侵害し犯罪着手前の「計画(共謀)」を処罰することで罪刑法定主義(31条)にも反する「共謀罪」法(17年施行)、基地周辺などで住民を監視し土地の取り引きに政府が介入し財産権(29条)、居住・移転の自由(22条)、表現の自由、思想・良心の自由、プライバシー権(13条)などを侵害する「重要土地調査規制法」(22年施行)など、悪質な違憲立法が続いています。社民党はとことん反対し、これらの廃止を目指します。



「リベラル」を自称していたはずの岸田
文雄首相が壊憲政策を加速させた

6

辺野古新基地建設反対！

普天間基地の即時閉鎖・返還と、 県内移設の断念を求めます

沖縄県内には現在31カ所(全国に78施設)の米軍専用施設があり、その総面積は1万8,484ヘクタールに及びます。これは沖縄県の総面積の8%にあたります。県民の9割以上が居住する沖縄本島では面積の15%に達し、日常生活にも障害となっています。国土面積の約0.6%しかない沖縄県に全国の米軍専用施設の約70.3%が集中しているというのはどう考えても異様です。

1995年の少女暴行事件後の県民の怒りに直面して、日米政府は「SACO(沖縄に関する特別行動委員会)」を設置、96年4月には普天間飛行場の「5年ないし7年以内の全面返還」を表明して事態の收拾をはかりました。しかし、この「返還」は代替施設への移設が前提とされていたため、25年を経たいまも実現していません。「返還」の代償として、辺野古の海を埋め立てて新基地を建設して提供するのでは、まったく本末転倒です。そしていまや、「世界一危険な飛行場」普天間に、「世界一危険な航空機」オスプレイが配備され、住民にさらなる不安を与えています。

普天間飛行場の返還がすすまないなかで、沖縄県では長年の保革の対立を超えて共闘をすすめる「建白書」(13年1月28日)をまとめました。建白書には、沖縄県議会議員、沖縄県市長会会長、沖縄県商工連合会会長、連合沖縄会長、沖縄県婦人団体連合会

会長が共同代表として名を連ね、県内の41の自治体の市町村長・議会議員、県議会の各会派の長が署名しており、いわゆる「オール沖縄」勢力の源流ともなっています。

さらに、沖縄県は復帰50年にあわせ「平和で豊かな沖縄の実現に向けた新たな建議書(新建議書)」を決定し、岸田文雄首相に手渡しました。沖縄の基地問題を「構造的、差別的」とし、日本政府に早期解決を求めました。

日米安保条約を理由に基地の負担を沖縄一県のみ押しつけ続けることは許されません。社民党は「建白書」や(新)「建議書」の理念を支持して、辺野古の新基地建設に反対し、普天間基地の(「国内・県外」移設による)即時閉鎖・返還を強く求めています。

建白書の内容

- 1、オスプレイの配備を直ちに撤回すること。及び今年(13年)7月までに配備されるとしている12機の配備を中止すること。また嘉手納基地への特殊作戦用垂直離着陸輸送機CV22オスプレイの配備計画を直ちに撤回すること。
- 2、米軍普天間基地を閉鎖・撤去し、県内移設を断念すること。

出典)沖縄県資料より

7

日米地位協定を全面改定します。

日米安保条約は対等・平等な

日米平和友好条約への転換を目指します

日米地位協定とは、在日米軍の施設・区域のあり方や駐留する軍人、軍属の地位、経費の分担などについて定めるものです。米軍の駐留を受け入れている国は米国と地位協定を結んでいますが、日米地位協定は諸外国の協定と比べて、国内法が原則として適用されず、米軍人・軍属の権利も強すぎると、日本側に不利な不平等条約となっています。日常的な騒音被害、墜落等の事故、PFAS(有機フッ素化合物)の流出など、基地周辺住民のガマンは限界です。また米軍関係者が起こす事件・事故は非常に多く、加害者が罰せられず、被害者が泣き寝入りを強いられることも少なくありません。

米国と地位協定を結んでいるドイツや韓国では、自国民を守る立場からすでに改定

を実現しています。日本でも2009年の政権交代の際には、社民党が強く主張し地位協定改定の機運が高まりましたが、実現できませんでした。18年7月と20年11月には、全国知事会が「米軍基地負担に関する提言」を全会一致で決議するなど、なお地位協定の見直しを求める声が広がっています。社民党は軍事同盟基軸の日米安保体制ではなく、対等・平等な友好協力関係を定める「平和友好条約」への転換を主張しています。日米地位協定の改定はその大前提です。

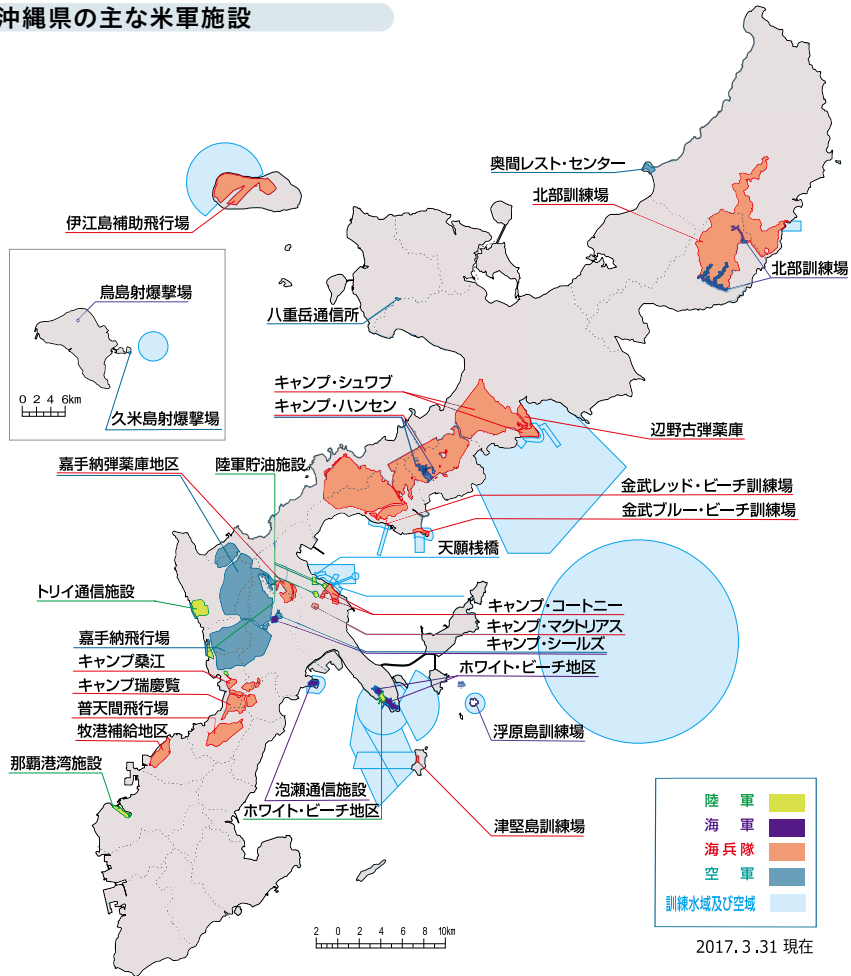
基地労働者の雇用確保、労働条件の維持を前提に「思いやり予算」を段階的に削減し、米国に言われるままに武器を「爆買い」することをやめさせます。

各国の地位協定との比較

	国内法	管理権	訓練・演習	航空機事故
日本	原則不適用	立入り権 明記なし	航空特例法等により 規制できず	捜索等を行なう権利を 行使しない
ドイツ	原則適用	立入り権明記 立入りパス支給	ドイツ側の 承認が必要	ドイツ側が現場を規制、 調査に主体的に関与
イタリア	原則適用	基地はイタリア司令部の下 伊司令官常駐	イタリア側の 承認が必要	イタリア検察が 証拠品を押収
ベルギー	原則適用	地方自治体の 立入り権確保	自国軍よりも 厳しく規制	(未確認)
イギリス	原則適用	基地占有権は英国 英司令官常駐	英側による 飛行禁止措置等明記	英国警察が 現場を規制、捜索

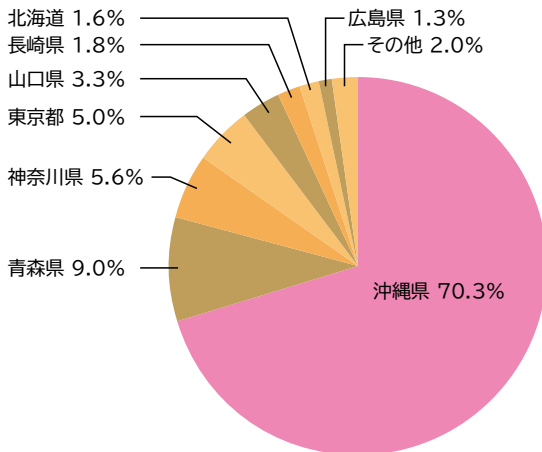
出典) 沖縄県「他国地位協定調査」より

沖縄県の主な米軍施設



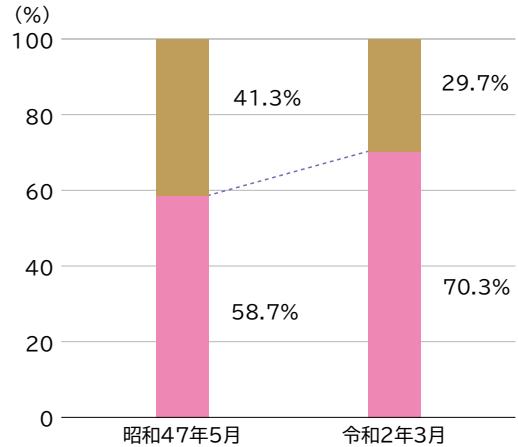
出典) 沖縄県作成の資料を基に社民党政審にて作成

米軍専用施設面積の割合



出典) 沖縄県資料より

米軍専用施設面積の割合の推移(復帰後)



出典) 沖縄県資料より

8

沖縄・南西諸島を戦場にさせない！

米中の軍事衝突を想定した戦争態勢づくりに反対します



出典)防衛白書2023年版より

台湾問題をめぐって中国と米国の対立が続いています。台湾で軍事紛争が起きて、在日米軍基地から米軍が出撃し、これに自衛隊が軍事的に協力していけば、日本列島が戦場となる可能性が現実のものとなります。なかでも危険なのは、米軍基地が密集している沖縄県です。国境近くの与那国島と台湾は100キロ強しか離れていません。台湾有事となれば沖縄の米軍基地が最前線の出撃拠点となることは明らかです。

この間、政府は、尖閣問題等で危機感を煽りながら、南西諸島の自衛隊増強をすすめてきました。かつて、ソ連侵攻に備える「北方の守り」が重視されていた自衛隊の配備

は、対中国を見据えた「南西諸島防衛」に変わり、鹿児島県の奄美大島、沖縄県の宮古島・石垣島の3島にミサイル部隊が配備されました。鹿児島県・馬毛島には米空母艦載機のFCLP(陸上離着陸訓練)移設が強行されようとされ、沖縄本島(勝連半島)にもミサイル部隊の配備が計画されています。有事の際には沖縄・南西諸島が戦場になるおそれが現実のものとなっています。

「対米従属」が極まった日本の政治は、日本を戦争に引きずり込む「日米安保」の危険性に正面から向き合うことはありません。社民党は、いま迫る「戦争」に反対の声を上げ続けます。

9

平和はすべての基本です。 憲法をくらしに活かす政治を実現します

日本国憲法は、第二次世界大戦の悲惨な体験のなかで生まれました。軍国主義と戦争への深い反省から、徹底した平和主義を貫き、「戦争をしない」ことに加え、「戦力を持たない」ことを定めています。平和主義の規定である第9条2項(戦力の不保持と交戦権の否認)が目撃されますが、「国民主権」、「基本的人権の尊重」、「平和主義」の三原則全体を位置づけている「前文」、多様な人権保障を規定した11条、13条、24条、97条、国民の権利を定めた第3章、権力分立を定めた41条、65条、76条、「法の支配」を貫徹するための98条、81条など、多くの条項が相まって「世界でも先進的」といわれる憲法体系を形成しています。

憲法は、自らを改正するための規定(96

条)を定めていますから、「不磨の大典」というわけではありません。しかし国家権力を担う側、ましてや首相や与党政治家が改憲の旗振りをするのは許されません。憲法は主権者である国民が、為政者に権力を預ける際のルールであり約束、「権力制限規範」です。制約されている側が、もっと自由に権力を行使したいというのが改憲論の本質です。

いま憲法を変える必要はありません。社会に様々な行き詰まりが目立つのは、憲法が原因ではなく、憲法の理念を活用しようとしない政府の責任です。変えるべきは「憲法」ではなく「政権」。社民党は、憲法理念を暮らしや政治に活かして、国民の生活を再建することに全力をあげます。



壊憲と軍拡に反対して有明防災公園を3万2000人が埋めた(2024年5月3日)